

締約国に関する情報 P G	パプアニューギニア	附属書 B 1 P G
一 般 情 報		
国内官庁の名称	Intellectual Property Office of Papua New Guinea (パプアニューギニア知的所有権庁)	
所在地	IPA Haus, 1st Floor, Munidubu St. (corner of Lawes Road and Champion Parade), Konedobu, Port Moresby, National Capital District, Papua New Guinea	
郵便のあて名	P.O. Box 5033, Boroko, National Capital District, Papua New Guinea P.O. Box 1281, Port Moresby, National Capital District, Papua New Guinea	
電話番号	(675) 308 4432, 321 7311	
ファクシミリ装置	(675) 321 5155	
電子メール	registrar.ipopng@ipa.gov.pg	
インターネット	www.ipopng.gov.pg	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から1箇月以内に提出	
国際出願に関する通知の写しを電子メールで送付するか?	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理する	
パプアニューギニアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、パプアニューギニア知的所有権庁又はWIPO国際事務局(I B)(附属書C参照)	
パプアニューギニアが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	パプアニューギニア知的所有権庁(国内段階参照)	
パプアニューギニアを選択できるか?	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許	
国際型調査に関するパプアニューギニアの規定	なし	

[次頁に続く]

P G	パプアニューギニア (続き)	P G
国際公開に基づく仮保護	な し	
パプアニューギニアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
パプアニューギニアが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後に提出することができる。PCT 第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知の日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	な し	